

第9回休眠預金等活用審議会 議事録

1. 日時：平成29年12月15日（金）13:00～14:51

2. 場所：合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員等）小宮山会長、飯嶋委員、北地委員、野村委員、萩原委員、服部委員、程委員
牧野委員

小河専門委員、岸本専門委員、工藤専門委員、栗林専門委員、駒崎専門委員、
白井専門委員、曾根原専門委員

（御欠席：飯盛委員、宮本委員、経沢専門委員、宮城専門委員）

（事務局）田和政策統括官（経済社会システム担当）、前田休眠預金等活用担当室室長、
岡本休眠預金等活用担当室参事官、野澤休眠預金等活用担当室企画官

4. 議事：

（1）指定活用団体のガバナンス及びコンプライアンスについて

（2）指定活用団体の指定基準について

（3）休眠預金等に係る資金の活用に関するその他の必要な事項について

5. 議事概要：

○前田室長 定刻となりましたので、第9回「休眠預金等活用審議会」を開会させていただきます。

いつものお願いで、まことに恐縮でございますが、会議の内容等につきまして、会議中に、SNS等での発信は、お控えいただきますよう、お願いいたします。

本日は、御都合により、野村委員が途中で退席され、駒崎専門委員が遅れて出席し、途中で退席されるとのことでございます。あらかじめお知らせいたします。

それでは、会長より、議事の進行をお願いいたします。

○小宮山会長 御紹介をいただきまして、大変ありがとうございました。

私みたいな知識に賞をいただけるというのは、はっきりと意外だったのですけれども、ようやく世の中が追いついてきたのではないかと思います。

お忙しい中、御参集いただきまして、大変ありがとうございます。

議論も佳境に入ってきておりますので、基本方針がより良いものとなりますように、本日も活発な御議論をよろしくお願いいたします。

議事1、指定活用団体のガバナンス及びコンプライアンスについてですが、前回に引き続き、御議論をいただきます。

野村委員から、前回、御提出いただいた資料及び指定活用団体の体制イメージの事務局案に対する御意見につき、御説明をいただき、その後に意見交換を行いたいと思います。

それでは、野村委員、15分以内でお願いいたします。

○野村委員 お時間をいただきまして、ありがとうございます。

前回、所用によりまして、出席できませんでしたので、このような形でお時間をいただくことは、大変恐縮に思います。

つきましては、きょうの私のプレゼンテーションの趣旨でございますが、先般からも、何度もこの場でお話をさせていただいている関係で、やや耳障りな感じを抱いておられるかと思いますが、私自身が皆さんにお伝えをしたいと思っておりますのは、民間のこれまでの活動、さまざまなものを見ていきますと、当然のことながら、柔軟性があったり、あるいはそれぞれの規模感に応じて、柔軟な組織運営をすることが合理的であることは、私も承知しておりますし、本来、私は、そちらの立場で制度設計をやっているものでございます。

今回、私が会議に参加するに当たりまして、極めて重要な視点だと思っておりますのは、資金の性質に対して、さまざまな御意見のある中で、走り出していくことについて、可能な限り、慎重なスタートを切るべきではないかというのが、私の持っている基本的な考え方でございます。

そう言いますのは、これは、公的な資金ではございませんけれども、この制度が立ち上がる法制の議論の中でも、かなりの御批判が世界的に存在していたことは否定できませんし、その後も、自分たちのお金を使うのだという意識が多くあるということは、言うまでもないところだからであります。

他方において、一般の奨学金の制度などの場合には、資金の拠出者が大きなステークホルダーになりますので、その方がガバナンスに対して、さまざまな御意見を持つということがあると思いますが、国民は、全体的にいろいろな意見を用いますけれども、サイレント・マジョリティーになってしましまして、実際のステークホルダーとしてのガバナンスを効かせることが難しいことがあろうかと思えます。したがって、ある程度、制度によって、担保をすることが大切ではないのかというのは、基本的なスタンスでございます。

その際、私自身がこだわっています問題は、皆さんは、もう御承知おきだと思えますけれども、実際に業務を行うに当たって、審査や監督をする部署と支援をすると部署を、なるべく分離、独立させたほうが合理的ではないのかということは、基本スタンスでございます。

私は、この審議会に参加させていただきまして、自分の知見の足りなさで、最初にわからなかったことがさまざまありましたが、皆様方の御意見を伺っていく中で、伴走型の支援が非常に重要であるということ、あるいは知の創造の重要性を理解いたしましたので、それが有効に活用するためにも、逆にその活動と審査や監督の活動とは、分離、独立をさせて、より充実させていくことが望ましいのではないかとすることが、基本的なスタンスでございます。

その観点で、きょうは、資料としまして、資料1-1と資料1-2をお配りいただいて

おりますが、こちらは、前々回、あるいはもう一回前だったかもしれませんが、私が配付し、御説明させていただいた資料に対して、終了後に、もう少し明確に、具体的にという御要望がございましたので、それを踏まえて、職員の組織を詳細な形にさせていただいたものでございます。

もちろんこれにこだわっているわけではございませんが、基本的には、資料1-1のところの下に、審査部と監督部を書かせていただいておりますが、実際にどこに資金を流すのかということと、資金を流した後の監視、監督を行うという部署と支援を行う部署を分けて、置かせていただいているのがポイントでございます。

1枚めくっていただきまして、こちらも以前、お配りしたものを再掲した形になっているわけですが、この間の議論を踏まえまして、資金活用団体の支援部のもとに、伴走型支援組織を外出しして、そこでアウトソースした形で、伴走型支援をしていただくというのが合理的ではないのかというのは、私の考えになっているわけでございます。

なぜこのようなことを申し上げるかにつきまして、文書の形で、資料1-2で配らせていただいているわけですが、確かにこのような形の組織というのは、かなり重装備な形の組織にはなっておりますが、一般的に、小さく産んで大きく育てるという考え方がございますけれども、大きく育てていくインセンティブは、基本的に業務運営者にはございません。なるべく効率よく、余り面倒なことはしたくないというのが、運営する側の形でございます。

基本的には、組織をしっかりとさせて、大きくさせていくというインセンティブを持っているのは、他のステークホルダー側からのプレッシャーになるのが、基本だと思います。しかし、先ほども申し上げましたように、資金の拠出先であるサイレント・マジョリティーとしての国民は、それに対する基本的な声を届ける手段を持っていないことがありますので、我々審議会が付託された権限の範囲内で、あらかじめ理想形を明示することが必要ではないかというのは、基本的な考え方でございます。

ただ、あくまでも骨組みでございますから、最初、将来像を見据えた上で、スタートの段階で、ある部署とある部署を統合した形で、小さく動き出すということは、許されるかもしれませんが、理想形がない形で、小さなところだけで制度設計をしてしまいますと、合理的な制度に成長することは、難しいのではないかと考えてございます。

そこで、ガバナンスの本丸は、ここに書きましたように、当制度の成果が最大化されることと、組織内の不正を防止して浄化をし、組織の健全を保つための規律・厳しさを要求することが必要だという考え方でございます。これは、国民目線として、自分たちのお金が運用されるという観点から、欠くことのできないものだと思っています。

組織において、ガバナンスを効かせる、つまり牽制を働かせるというのは、面倒なことでありますので、組織が大きくなって行って、自然にできるものではないということで、あらかじめ規律をしっかりと示したいということでございます。

そこで、各論としまして、資料1-2の2番目の○のところにありますように、資金の

分配団体に不正があった場合に、処分を下すための監督部を置く必要があるのではないかとというのが、基本でございます。この監督部を置くことで、事業部、監督部、モニタリング部の牽制機能があって、組織が健全に機能することを考えておりました、ここで、外部の組織を含めて、内部監査をした情報が集約されて、万が一、資金分配団体等に不正があったり、あるいは現場の団体等に不正があった場合にも、迅速に処分ができるような仕組みを、規律として整えておくことが必要なのではないかと考えている次第でございます。

どちらかといいますと、この部分と伴走型支援を一体的なものとして捉えるのは、合理的ではないかという御意見が、この中にも多くあるのではないかと思います。私としては、この監督をするという部署と支援をするところだけは、明確に組織的に分離することが望ましいのではないかという考え方でございます。

もう一枚めくっていただきまして、その結果、事務局案の中にございます、構造化本部とモニタリング部がございますけれども、再考すべきではないのかというのが、私の考え方でございます。むしろ組織には、それをグリップする支援部で、いわばそれらの活動を支援する部署を設けたとしましても、実際には、知の構造化の作業とか、モニタリングを行う作業で、今、伴走するところだと思いますけれども、こういったような部署については、この組織の中というよりは、活動を自由にやっていただくという面で、外出しをして、それを支援部がサポートしたり、あるいは応援したりする形の組織設計が望ましいのではないかという、ここが基本的な考え方でございます。

結論を申し上げますと、今の資料1-2の下欄にありますように、指定活用団体におきましては、監督部と支援部の分離・独立が肝であるところと同時に、支援部の下に、組織外にモニタリング部と構造化本部といわれている機能を外出ししていただくのが、合理的な組織運営につながるのではないかという、1点、あるいは2点だけでございます。

この点につきましては、多々御意見があろうと思います。私も、この考え方に固執しているわけではございませんが、国民目線から見たときに、最も合理的な組織を最初にスタートさせるべきではないかという意見から、やや重たい、苦しい感じはあるかもしれませんが、原案として、御提出させていただいたことでございます。

お時間をいただきまして、ありがとうございました。

○小宮山会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御意見も含めまして、引き続き、前回からの議論、意見交換に入りたいと思います。

いわば指定活用団体の組織、ガバナンス、コンプライアンスを、いかにして機能を高めていくかという、肝となる部分でもありますので、御意見をいただきたいと思います。御意見のある方は、これを立てて、お願いします。

程委員、どうぞ。

○程委員 知の構造化センターなのですけれども、名称はよりわかりやすい表現に変えたほうがいいかもしれませんが、海外でも様々な例がある中、我が国で初めて、どんどん学

習しながら、大きな社会実験を進めないといけないという背景からすると、こういった機能は、非常に肝のところだと思うのです。

指定活用団体が、知識、情報を集めて、それを公開しながら、仕組みを高度化していくということが大切だと考えています。5年ということなので、非常に短期間で、どこまで知恵が集積するかわからないのですけれども、そういった考える機能が肝だと思うのです。

そういった考える機能を外に置くと、意思疎通が難しくなるのではないかという懸念があります。指定活用団体の中で、現場の取り組みから吸い上げてきた知恵が回り、それが指定活用団体以下の団体に浸透していき、また、現場の団体まで浸透していく仕組みを機能させるのは、考える機能を外に置くと難しいのではないかというのが1点です。この辺は、ある意味では、今回の仕組みの大事なところなので、中枢の近くに置いておいたほうがいいのではないかというのは、私の1つの意見です。

もう一つ、審査や監督の機能をどのように新しい組織につけていくかというのは、非常に重要なポイントだと思うのです。これは、どのように管理すべきかは、議論する必要があります。あと、いろんな委員会が3つ、上にありますが、私も上場会社であると思っていますが、結構フルスペックで、かつ金融庁みたいな側面も入れられているので、パーフェクトな形だと思います。

その中で、今回、どれぐらいの資金が流れるかということに依存せず、最初からしっかり考えておくという先生の考えは、なるほどと思うのですけれども、実際、いろんな議論が委員の中でもありましたし、また、私の知っている限り、ビッグ・ソサエティー・キャピタルなども、そんなに大きな組織ではないと思うのですが、事務局では、その辺の想定を、海外の事例などもあるなかで、どのように考えているのかというのは、疑問がありました。

1点目は、先生にお願いします。

○岡本参事官 それでは、お答えさせていただきます。

法案の審議の過程におきまして、この組織が肥大化するのは好ましくないということでございましたので、そういった意味で、指定活用団体が何百人ということではなくて、資金分配団体を仲介して資金を提供することです。したがって、指定活用団体について、当時、法案段階では、大体マックスで30名から40名程度の規模だろうという御議論をされておられました。

海外の事例で、ビッグ・ソサエティー・キャピタルでございますが、これもマックスで、現在、40名強でございます。基本は、スペシャリストを集めて、外に出せるものとか、ほかの機関と協力できるものは、全部外出しをして、ネットワークで、チームでやってみましょうという形で、組織が構成されております。

○小宮山会長 野村さん、どうぞ。

○野村委員 今の件もあるので、コメントしますが、私は、外出しというのは、極端に外

出しをイメージされているのかもしれませんが、むしろ知の構造化センターは、大きな日本の全国のさまざまな資金分配団体を支援できるような、そこから情報を集約できるような、ここを大きく育てたいという考え方です。

それを中に取り込むという形になると、結局、今、お話がありましたように、この指定活用団体自体が大きな活動部隊という形になると思うのです。私は、世の中で発展していくべき活動は外に出して、むしろグリップをするような、役所のような組織を30人から40人で構成するというイメージで、重要なプロジェクトをむしろ外に出して、大きく育てていく方がいいのではないかという発想ですので、それほど小さく外に出せば、小さくなるというイメージでは、余り考えておらず、これ自体をすごく重要な活動の1つとして、休眠預金を使って、日本の中に新しいそういうセンターがつくられるというイメージです。

もし仮に休眠預金という制度がどこかでフェードアウトしていったとしても、それ自体がいわば発射ロケットとして、切り離されて、この世の中に産み落とされていくようなイメージで、むしろ指定活用団体との分離・独立を図った方がいいのではないかという発想です。ですから、ここがよくなることを目指していますので、向かっている方向感は、違わないのではないかというのが考え方です。

20人、30人の中なのですけれども、審査をするところと監督をするところというのは、確かに金融庁のイメージに似ているのかもしれませんが、なぜ独立しているのかというと、自分で選んだところは、なかなか処分しにくいというのは、普通の考え方ですので、そのところだけは、普通に組織をつくっても、ある程度分けた組織になるのではないかと思います。

私は、これをアイデアとして書いていますけれども、これ自体は、理想形というか、理念形みたいなものですから、実際に運用する方々が、その機能を、これとこれは1つにまとめますとか、この機能とこの機能はまとめますということは、あっていいと思いますが、考え方の方針としては、例えば審査と監督は分離してくださいとか、この部分は、外で大きく育てていきたいと思いますみたいなコンセプトを示すということで、きょうは、御提案させていただいていることとさせていただきます。

○小宮山会長 北地さんも、今の件ですか。

○北地委員 違う議論です。

○小宮山会長 わかりました。どうぞ。

○程委員 知の構造化センターの1つのやり方としては、中に置いて、インキュベートして、外に出していくという手もあると思うので、その辺は、最初から、外で育てていくというのは、私の意見はそれがいいと思います。

○野村委員 そこは、1つの決めの問題だと思います。

○程委員 あと、2つ目なのですけれども、監督的な要素は必要ですし、不正が起きたときに、処分をするスキームが必要だということは、確かにあると思うので、そこは部なのか、また、プロセスでやっていくのか、コンプライアンス委員会も必要だと思います。

○小宮山会長 どうぞ。

○野村委員 議論がやや混乱しているのは、この指定活用団体のガバナンス、コンプライアンスなのです。今、もう一つの問題は、外でお金を出した後の監視体制の問題なので、ここは違う制度のお話だと思います。ですから、コンプライアンス委員会があるから、監督部が要らないことにはならなくて、コンプライアンス自体は、例えばまさに指定活用団体の代表者が賄賂をもらっていないかとか、そういう話になるのではないかと思います。

それと、上にありました3つの委員会を書いていますけれども、ここはもちろん1つにまとめていただいても大丈夫ですので、特にこだわっているところではございません。

○小宮山会長 今の件は、大体そこら辺でいいですか。今、国内とおっしゃったけれども、国際的にもいろんな実験がされていますから、そういう国際的ないいアイデアとか、失敗例なども適宜、見ながらやっていく必要があります。

北地さん、どうぞ。

○北地委員 私も野村先生のおっしゃった外出しは、基本的に賛成なのですが、資料1-1にいただいた、第8回の提出資料の2ページ目と、資料1-2の2ページ目の比較なのですが、伴走型支援組織の制度的位置づけが、資料1-1では、支援部のところで、設置地域で、地域には限定しないで、いろいろな支援方法にしているところがあるのですけれども、この伴走支援型組織（外部委員のみ）と、資料2-2のモニタリング部というのは、別々であろうと思います。

○小宮山会長 資料1-2ですか。

○北地委員 済みません。資料1-2の下半分のカラーで書かれたところですよ。

○野村委員 おっしゃるとおりで、最初に私が考えたアイデアがこちらなのです。

○小宮山会長 こちらというのは、どちらですか。

○野村委員 こちらの資料1-1の裏側についているものです。

これを皆さん方が御議論された、こちらの第8回で、事務局から出された資料を踏まえまして、こちらになっています。

○北地委員 また別に伴走支援があるわけですか。

○野村委員 そうです。

○北地委員 ありがとうございます。

○小宮山会長 よくわかりませんでした。伴走支援はどこにあるのですか。

○北地委員 資料1-1の裏から2枚目の指定活用団体の支援部が、選任・解任をする形で、伴走型支援組織がございまして、ここに（外部委員のみ）とあるのは、むしろ資料1-2のモニタリング組織が外部委員会だと思いました。

○野村委員 そうです。2つにここを分けて、書かせていただいている形になっています。よろしいでしょうか。

○北地委員 はい。

○小宮山会長 ほかに御意見はございますか。白井さん、どうぞ。

○白井専門委員 ありがとうございます。

野村先生、御発表をありがとうございました。おっしゃるように、何かあったときに、批判にさらされやすい状況であるということで、コンプライアンスをしっかりとしていかなければいけないということは、そのとおりだと思います。

その上で、毎回、同じようなことを言って恐縮ですが、オーバーコンプライアンスになってしまうと、実際に支援とか、成果を出すことが非常に難しくなってしまうと、今まであったような、言い方は難しいのですけれども、支援しているのか、阻害しているのかは、よくわからないような支援のあり方になってしまうことは、避けなければいけないと思っています。

自分たちが支援しているところを、処分しづらいという御趣旨の発言がございましたけれども、例えば事業実施団体をやりながら、それとは別の活動で、基金などにもかかわっておるのですが、どうしても不正をやる団体というのは、残念ながら一定数は出てくるという状況の中で、ただ、極めて少ないです。

そんな大多数では、もちろんありませんという状況の中で、それこそ我々も、そんなに巨大組織でやっているわけではございませんので、小さい組織の中で、そういうことがあったときに、幾ら支援をしているからといって、今、これだけコンプライアンスとか、ガバナンスと言われているところで、それをちゃんと処分しないことになったら、それこそ基金自体がお取り潰しになってしまうという危機感を、みんなが持っておりますので、それがわかった時点で、しっかり外部で弁護士さんなどをお願いして、外部委員会をつくって、それに対して、きっちり処分をすることは、非常に重要だという共通認識は、今、この世界の中でも図られているのではないかと思います。

そういう状況の中で、先生もおっしゃったように、将来的な成長を見越して、今から制度設計をしていくことは、非常に重要だと思いますけれども、最初は、ある程度、何かの機能を統合させて、コンパクトな形から進んでいくというのは、リアルな現実だと思いますので、たくさんの監視とか、委員会を肥大化し過ぎないようにという観点とのバランスをとっていくことが重要だと思います。

○小宮山会長 この議論は、大体わかりましたね。

○野村委員 1点だけお願いします。

私は、皆さん方が現場の団体と資金分配団体との関係で、なるべく柔軟であるべきだということは、私もおっしゃるとおりだと思うのです。これは、たった1つしか、この世の中にできない指定活用団体という、一番最初の大もとのところの組織です。この部分について、こけないようにすることを申し上げているわけで、ここがしっかりとしているからといって、現場にグリップがすごく効くという話よりは、むしろここがしっかりとしていると、資金分配団体は、柔軟性を持った運用ができるようになるのではないかと思います。

○小宮山会長 そこは、多分白井さんも御理解していると思います。

どうぞ。

○北地委員 不正はコンプライアンスなのですけれども、ガバナンスは、場合によっては、基金自体が終了したということも判断しなければいけませんので、不正だけのことではございません。

○小宮山会長 服部委員、どうぞ。

○服部委員 ありがとうございます。

いろんな図が存在していて、若干混乱するところではあるのですけれども、いま一度、確認をさせてください。指定活用団体は、誰に評価されるのかということなのですけれども、理事会が機能するのは、公益法人の形ですから、評議委員会なり、監事というところはわかるのですが、それは、その理事会がしっかりしているかということと、指定活用団体として、社会にとって、意義のあるものになっているかどうかというところは、また別次元の話だと思っているのですが、それはどなたがしてくださるのかというのは、いろんな図があるのですが、わかりにくかったということです。

現場にとって、指定活用団体から、資金分配団体でしょうから、資金分配団体にとって、指定活用団体から評価されるに当たっては、審査と監督と支援部が入れ替わり、立ち替わりやっっていくと理解していいのでしょうか。そもそもいろんな評価をして、サジェスションをして、よりよい団体になっていくという循環が、ぶつぶつ切れているような気がするのですが、それは思い違いでしょうか、どうでしょうかということです。

○小宮山会長 これは、事務局からお答えいただいて、意見があれば、野村さん、お願いします。

○岡本参事官 指定活用団体を誰が評価するかでございますが、評価のところ、一度、御説明をさせていただいておりますが、法律の第35条の第2項第6号におきまして、民間公益活動促進業務の実施状況を監視することは、審議会の業務としてなっておりますので、まずは指定活用団体がみずからを評価していただいた上で、それに基づいて、審議会がちゃんと適切にされているかを監視していただき、なおかつ必要があるときには、内閣総理大臣に勧告するという勧告権もございますので、そのような形になろうかと思えます。

○服部委員 そこは知っているのです。そこは承知しているのですが、それは、どこから来た文書をもって、審議会が判断するのかといったところです。

○小宮山会長 恐らく企業にあるように、内部監査が常にやられていて、それに対して、適切な時期に、外部監査のトーマツとか、新日本という話です。そういうところがやって、その結果を見ながら、審議会は、本来、随時ということなのです。

○服部委員 この図とは関係がなくということですか。

○小宮山会長 最終的な責任を持てるようにしてもらわなければいけないので、それを、今、ここで議論している話です。それでいいのですか。

○野村委員 結構です。

資料1-1を見ていただきますと、業務をフルスペックで、先ほど程委員がおっしゃっ

たように、部署は部になっていますけれども、これは機能を分けているのですが、この中に、今、会長がおっしゃられたところですけども、内部監査部の1つ上に、制度評価部と書いてありますが、全体の自分たちがやっていることや、システム全体を評価する部署というのは、恐らく最初の原案をつくっているのだと思います。

これを上に上げていって、理事会で最終決定をするのだと思いますが、私が外部のところの委員会として、ここに業務監視委員会をつけていますけれども、今、言ったような、トーマツさんみたいな感じの機能が予定されていて、ここで原案が上がったものを審議会に上がるというのは、仕事の流れとしては、そんな感じだと思っています。ただ、実際は、何もこんな部までつくってやらなくても、機能の話ですので、プロセスの問題だと思っています。

それが唯一なのですが、先ほど御質問がありましたように、確かに機能が分断しているように見えるかもしれませんが、最初に申請を受け付けて、その申請を審査して、指定するという活動は、当然あるわけですが、要するに常時、何かがあったときに、情報が入ってきて、問題がありそうだなと思ったら、調べたり、監督したりする部署があるものと、それとはまったく別に、業務支援をする部署をもっと大きなものとして持つために、それを先ほどからお話していますような、外で知を構造化させたり、あるいは伴走支援をしたりという活動を大きく持つ中で、それをグリップするところとして、支援部を数人の人が連絡調整機関として置いているというイメージで、指定活用団体そのものは、活動を小さくするという形で、イメージしていることをございます。

○小宮山会長 北地さん、どうぞ。

○北地委員 ぜひ固有名詞を出すのはやめていただければと思います。もうちょっと後で申し上げようと思っていたのですけれども、会計監査人と一般法人の関係というのは、この中で期待されている一般法人のいろいろなコンプライアンスなり、ガバナンスなりを守るための役割は、余り果たせないのかもしれませんが。

○小宮山会長 外部ですか。

○北地委員 外部の会計監査人の役目は、企業会計の基準に基づいて、財務諸表をチェックするということをございますので、多分そこは違うと思います。

○小宮山会長 一番は、最低限いろんなことの透明性を常に確保していくというのは、1つのやり方で、今、必ずしもある企業のガバナンスなどを持ってきても、うまく働かないかもしれません。

牧野委員、どうぞ。

○牧野委員 質問で、最初の組織の話で、こういった組織がいいのではないかというお話は理解させていただいたのですけれども、最初にあった小さく産んで、大きく育てるといった話も含めて、組織の変更、改廃とか、そういったものは、どこで、どういう風に行われていくのか、その考え方を教えていただけますか。

○小宮山会長 ここでつくった組織ですか。

○牧野委員　そうです。当然、環境変化に応じて、いろいろ統合したり、改廃したり、あるいは創設したりとか、そういうことを進めていかなければいけないことはあると思うのです。

○小宮山会長　多分審議会だろうと思いますけれども、指定活用団体の細かい話で、どう増やそうかというのは、それは指定活用団体の中でやると思います。理事会などではないですか。

○牧野委員　そのあたりです。理事会ではないかという感じでしたのです。

○岡本参事官　役所が指定活用団体の箸の上げおろしをすることではなくて、あくまでも民間の創意工夫を生かすということです。今後は、基本方針、基本計画に基づいて、指定活用団体が決まりましたら、業務規程を定めることになります。

そこで定めるのは、どういう業務をやりますかとか、そういったことですので、いちいち1つの課ができるから、総理大臣の認可が要るとか、そういったことにはならなくて、組織の中で内部決定していただければいいのではないかと思います。

○牧野委員　わかりました。

○野村委員　私の考えですけれども、理事会が決めることだと思います。ただ、我々としては、ある程度方針として、形を示しておいたほうが、これに合っているかどうかということで、評価ができるようになると思いますので、実際は小さくても、同じ機能をちゃんと果たせていますという御説明をいただければいいのではないかと思います。

○小宮山会長　そうなのですけれども、組織の形を示すというのは機能です。支援していくことと、それがおかしいときにチェックする機能は独立していたほうがいいのか、具体的なものがどういうふうにある、外にあるということも含めて、これらを最初に決めても機能しなくなってしまうかもしれません。

何しろ一番大事なことは、このお金が有効に機能するという最上位にある概念で、不正が起こったら、全てが壊れてしまうというのは、もちろんあるので、ただ、小さな不正が起こることも事実なので、それはもちろん処分、再発防止という普通の手続を速やかにやれるようにしておきます。そのためにも、できる限りお金の流れ、人の流れの透明性です。お金の流れだけは、企業の会計に近いようなことでできるかもしれないけれども、新しいことなので、わからない話が出てくる可能性はあります。

ほかに御意見はございますか。

事務局、これぐらいの議論でいいですか。

○前田室長　非常にいい議論をいただいたとっております。

基本方針の中では、これまでいろいろ御議論をいただきました、それぞれの3つの主体の役割がどんなものとか、あと、組織体制についても、今日、お話をいただいたような、機能をベースにしながら、考え方みたいな感じで整理していくのかとっておりますので、私どもで、いろいろ作業をさせていただきたいと思います。

○小宮山会長　そうです。ぜひそうしてください。変化していく、今、みんなで開発して

いっている話だから、定形的な業務をただこなすというコンプライアンスではないということも含めて、これは、皆さんが知の構造化センターと言っているようなものに対する御理解になっているわけで、名前をどうするか、外に置くのか中に置くのかということは、次の話として、そうした機能をきちんと組み込んでいくことは、ぜひ入れていただきたいと思います。そんなところでよろしいですか。ありがとうございます。

どうぞ。

○程委員 今、私が知っている様々な組織、例えば金融庁や民間企業、私が関係している自分の会社、社外取締役をやっている会社などを想像しながら考えていました。例えばうちの会社ですと、リーガルとコンプライアンスを担当する部があって、法務的なところと、ここで言うと、監督的な部分をやっている部署があるのです。ですから、法務部というのは、いろんな契約関係が発生する可能性があるので、1つは、そういうところにぶら下げることも、現実的にあると思います。コンプライアンス委員会というよりは、監督している、不正が起きたときには、そこに内部通報は集中していくということです。

○小宮山会長 現実に実際のパターンとすると、資金分配団体から相談がたくさん来ます。それをどうやって処理していくか、恐らく最初の業務は大変でしょうね。30~40人というところで、ぜひ少数精鋭で、いい人を入れていって、最後は人です。ありがとうございます。大変いい御議論をいただいたと思います。

議事2に入りたいと思います。指定活用団体の指定基準について、事務局から、10分ほどで御説明いただいた後に、意見交換をしたいと思います。

岡本さん、お願いします。

○岡本参事官 資料2に基づいて、御説明させていただきます。

これまでの審議会の議論を踏まえまして、法律の第20条第1号の各号、1号から6号まで規定されておりますが、それに基づいて、指定に当たって確認する事項を、事務局において、整理したものでございます。

2ページ目から御説明させていただきたいと思います。

1でございますが、民間公益活動の促進に資することを目的とする一般財団法人でございます。(2)として、一般財団法人であります。(1)は、法人の目的が適合していることです。

あと、※で書いておりますが、ここは公益認定基準の考え方を踏まえまして、指定に当たっては、指定申請団体の過去の活動実績ではなく、指定後に行う民間公益活動促進業務の的確な実施が認められることを確認するという、また、確認書類は、指定後の定款の案や役員等への就任予定者にかかる資料等を基本とするということで、確認書類の案を書かせていただいております。

2つ目でございますが、職員、民間公益活動の促進業務の実施の方法、その他の事項について、業務の的確な実施のために、適切なものであることを確認するために、5年程度の中期的な計画となります、業務実施計画を提出していただきます。

その場合に、確認すべき事項として、3ページ目でございますが、これまで御議論いただいたことを整理させていただいております。

組織体制に関する事項として、組織委員会は、オールジャパンな組織にすることです。理事の総数は、必要最小限にすることです。

コンプライアンスについては、必要な専門の知識を整備することです。

また、助成、または貸付けに係る業務として、課題ごとにこういう専門な組織が置かれること、ここは、今の御議論を踏まえて、変更するののかという気がしております。

⑤として、資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう、監督するための必要な専門の組織が設置される、いわゆる監督みたいなものだと思います。

諸規程に関する事項として、①～⑨まで記載させていただいております。

このうち、④と⑤、⑧と⑨は、前回、岸本専門委員から、提出資料という形で御提案がありました、公益の認定基準から、該当するようなものを抜粋させていただいております。

いずれも組織の諸規程がちゃんとしているようなことで、④は、報酬について、不当に高額ではないことです。

⑤として、評議員、理事が、当該関係者に対して、特別の利益を与えないことが諸規程に整備されているようなことです。

⑧⑨として、事業を行うに当たり、株式会社、その他営利事業の者、特定の個人、もしくは団体の利益を図る活動を行う者に対して、特別な利益を与える行為を与えないということです。あるいは残余財産について、類似の事業を目的とする他の公益法人、もしくは公益認定法に規定する法人、または国に帰属させる旨を定款に定めることを記載させていただいております。

4ページ目でございます。3.でございますが、それを行うに当たり、実施するに至る経理的及び技術的な基礎を有するものであることということで、ここも公益認定の考え方に沿いまして、経理的な基礎、技術基礎と分けた上で、経理的基礎として、(1)から(3)です。

(1) 財産基盤の明確化ということで、2つ目のポツの公益認定でございますが、他の団体の意思決定に関与することはできる株式等を保有していないことです。

(2) 経理処理、財産管理の適正化ということで、法律でも書いておりますが、2つ目のポツで、経理区分をしていること、また、最後のポツですが、会計監査人を設置する旨を定款で定めていることです。

(3) 情報開示の適正性ということで、監事が公認会計士、または税理士であることを記載させていただいております。

技術的基礎のところは、宮城委員と岸本専門委員から御提案のありました趣旨を書かせていただいております。そういう専門的な人材が要ることということで、民間公益活動やソーシャルイノベーションに関する十分な知識を有していることとか、ネットワークがあるようなことを記載させていただいております。

5 ページ目でございますが、4. ということで、役員、または職員の構成が、公正の業務の実施に支障を及ぼす恐れがないものということで書いておりますが、(1) (2)とも、公益認定の基準の中に書いてあるもので、各理事について、親族との合計の数が理事の総数の3分の1を超えないこと、他の同一の団体の理事、または職員である者が、理事の合計の3分の1を超えないことです。

(3) は、職員が特定の団体出身者に偏らないことでございます。

5. でございますが、民間公益活動促進業務以外の業務を行う場合について、以下、5つ書かせていただいております。

そのうち、(3) (5) は、公益の認定の基準に沿った形にしておりまして、(3) 民間公益活動促進業務が法人の主たる業務となっていること、また、(5) として、社会的信用を維持する上で、ふさわしくない事業、または、公の秩序、もしくは善良の風俗を害する恐れのある事業を行わないことです。

6. 欠格事由は、法律で規定されているものを記載したという形で、これまでの御議論を整理させていただいております。

6 ページ目、7 ページ目でございますが、指定活用団体が決まりましたら、基本方針に即して、民間公益活動促進業務規定を定める必要がありますが、その内容のイメージとして、7 ページ目に書かせていただいておりますが、業務規程の目的であるとか、助成、または貸付けに関する業務について、あるいは交付金の受け入れに関する業務、調査及び研究に関する業務、啓発活動及び広報活動に関する業務、附帯業務、業務の実施体制、その他業務の実施に当たって、必要な事項等を記載した業務規程を策定していただいて、内閣総理大臣の認可を受ける形になっております。

あと、資料としては、前回、これまでいただいた宮城委員、岸本専門委員の資料を再掲させていただいております。

以上でございます。

○小宮山会長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に入らせていただきます。御意見のある方は、立ててください。

野村委員、どうぞ。

○野村委員 1点だけですけれども、反社会的勢力との関係についての言及は、どこかにあるのかもしれませんが、いわゆる本人が禁固刑にあったとか、何とかではなく、反社会的な関与しないような形のを、どこかに取り入れていただければと思います。

○岡本参事官 それは、6. 欠格事由の中の(1) 法の第17条第3号の各号の中に、法律で明確に規定されております。そこでは、宗教団体の関係、政治上の主義、あるいは特定の公職、暴力団、暴力団の構成員とか、いわゆるそういうものが、既に法律で規定されております。

○野村委員 ありがとうございます。

○小宮山会長 北地委員、どうぞ。

○北地委員 2の職員、民間公益活動のところの諸規程に関する事項の④ですが、ここに従業員は入れなくてもいいのではないかと思います。そう申しますのは、従業員は、民間に比べて、今、かなりボランティアベースの方が多いので、その従業員の給与は、理事の方々が持たれますので、ここはわざわざ入れなくてもいいのではないかとというのが1点です。

3の(1)株式の保有は、実質的にということを入れていただいたほうがいいと思います。複数の法人を通じて、保有される場合がございます。

5の(2)の財務状況が悪化する恐れは、何を意味されていますでしょうかというのは、質問です。

(3)の主たる業務となっていることというのは、公益法人の比率が50%以上超えてはいけないという、硬いようにしないのは、貸付け等がある場合には、費用項目としてはかれないからということ想定していらっしゃるのですか。

最後は、別紙になります、利益相反の防止に関する事項のところなのですが、確認を徹底することと、ここに是正と発見で、事前に発見することが一番大事だと思います。

以上です。

○小宮山会長 事務局、よろしいですか。従業員というのは、入れないほうがいいのですか。

○北地委員 以前、この業界の人たちは、本当に給料が安くて、やっていけないという話が深く胸に刺さりまして、活用団体に参加して、これをやることは素晴らしいことだから、ある部分でやろうということであれば、ちゃんとした給料を払ってあげたいのです。逆に不当に安くならないようにします。

逆に理事の方々は、諸外国の例を見ても、名譽的になさっていて、低く抑えていらっしゃるの普通なのですが、職員はそうではないということ、考えてあげたいと思っています。

○小宮山会長 表現です。

事務局、後で何か御発言があれば、最後なので、全部ついていけない面もあります。

駒崎さん、どうぞ。

○駒崎専門委員 ほかの審議会が重複してしまっていて、遅参してしまい、申しわけございません。

3ページの指定の基準の②迅速な意思決定を図る観点から、理事の総数は、必要最小限になることというのは、趣旨としてはよくわかります。ただ、一方で、ほかのところでも何か意思決定をするときに、ステークホルダーがいた場合、その人を除外して決議するところも、同時に書かれているわけです。

そうすると、例えば4人とか、3人などで理事になったときに、1~2人がステークホルダーで、意思決定を抜けるといったときに、残りの人の理事が物すごく少ないとなると、逆に大丈夫なのかとあるので、そこが必要最小限というのは、言い回しだと思いますが、

少し心配になりました。ほかの要件と矛盾してしまわないかというのが心配でしたということが1つです。

もう一つは、指定の基準の3つ目で、経理的基礎を有するところで、法人の事業規模を踏まえ、財務の見通しが適切であると書いてあるのですが、これは、新設を基本的には前提としているので、新設なのに、財務がしっかりしているみたいな、起き得ないというか、奇妙な話なので、そういう能力があるとか、ちゃんとした人がいるとか、経理できる人がいるとか、そういうことは大切だと思うのですがけれども、常に財務はしっかりしていますというのは、よくわからないところがあるので、御検討をいただければと思います。

○小宮山会長 岸本専門委員、どうぞ。

○岸本専門委員 今回の最後の駒崎さんが言った、新設というところにもかかわるのですが、2の(2)「適確に実施できる組織体制等が整備できる見通しが示されていること」ということなのですが、先ほどの30~40名の人員体制といったところとあわせると、雇用されているイメージなのでしょうか。それとも見通しなのでしょうか。済みません、基礎的な質問なのですが、教えてください。

○小宮山会長 どうぞ。

○岡本参事官 岸本専門委員のところでございますが、1.の※で書いているように、仮に既存のものだとしても、指定を受けると、これまでと全く違う民間公益促進業務が生じることになりますので、指定される前から、指定されるかどうかかわからないのに、事前に職員を雇用するというのは、通常は考えられません。

例えば大学法人などを見ていると、就任誓約書を出していただいているようで、要するに指定をされたら就職します、そうでないと、何でもいから、適当に名前を借りてきて書くことになりますので、そういう形で、誓約書みたいなものを出していただくのが、実務的にはあって、指定されなければ、雇用する必要はないような方たちもいると思いますので、そういう整理を実務的にはするのではないかと考えております。

○岸本専門委員 安心いたしました。ありがとうございます。

○小宮山会長 ほかの件はいいのですか。

○岡本参事官 駒崎委員からいただいたところと、法人の事業規模を踏まえとか、財務状態を確認しというところは、我々も若干悩んでいるところはあるのですが、例えば基本財産が300万円から一般財団法人がつくれますので、指定を受けたらこうなりますというだけで、今は事務所もなく、登記だけみたいなところを指してしまっただけで本当に大丈夫なのかということは、正直あります。

例えば指定をしてから、開始するまでに、準備するための時間と経費が必要だと思っておりますので、そういった準備に係るものを、最終的に休眠預金を使われるにしても、当座は、持ち出してやっていただくようなことも考えると最初に基本財産がそれなりにないと、準備のための活動できないのではないかと気がしています。どの程度の規模の基本財産があればいいのかというのは、正直悩ましいのですが、300万円しか基本財産がないと

ころに、将来、指定されたらやるということで、指定してしまっているのかどうかというのは、正直、悩んではいるところでございます。

○小宮山会長 悩んでいただくとして、ほかに、御質問、御意見はございますか。どうぞ。

○北地委員 先ほどの5ページの5の(2)の活用団体の財務状況が悪化するおそれのある、民間公益活動促進業務以外の業務というのは、何でしょうか。

○岡本参事官 収益事業をしたときに、赤字が出る可能性もございますので、これはすごく投資的な活動だと思います。要するにこれをやったことで、赤字が出てということを一応想定しています。

○北地委員 それは(4)に含まれると思っていました。例えば促進業務として入っていない、いきなり災害が起こって、そこにわっとヘルプするようなことは、やってはいけないのかと思いました。それは役割としてあるのではないかと思いました。

○岡本参事官 (2)と(4)の整理を考えさせていただきたいと思います。

○北地委員 お願いします。

○小宮山会長 駒崎さんが先に挙げていたので、どうぞ。

○駒崎専門委員 先ほどの迷われているというところだと思うのですが、300万をどうこうは、ちょっとあれですけども、新設してということであるならば、競争条件は広く開かれていたほうが、多くの方々が手を挙げられると思いますので、余り財務がしっかりしているなどとなると、かなり限られた人たちの中からしか、事業者が出てこないことになってしまうので、逆に不公正になってしまうという思いがあります。

また、準備のところでお金がかかるからというお話がありましたけれども、休眠預金で指定されたら、指定されたという事実をもって、金融機関とお話をして、借り入れをして、準備資金をとということも、十分に可能だと思いますので、そうした意味では、広く開かれた体制をつくっていくべきなのではないかと考えました。

○小宮山会長 萩原委員、どうぞ。

○萩原委員 今の収益事業の話なのですけれども、指定活用団体は、収益事業をするのでしょうか。基本的な御質問です。

○岡本参事官 排除はされておりませんので、可能性としては、あり得ると思います。

○小宮山会長 牧野委員、どうぞ。

○牧野委員 それは何ですか。債券を買ったりして、運用するとか、そういうことも含めてということですか。

○岡本参事官 申しわけございません。法律上は、排除されておりません。そういうことは想定していないのですが、法律上、だめだと書いているわけではございません。そういう趣旨でございます。

○北地委員 解説をいたします。公益法人においては、公益事業とその他の事業比率が、50%、50%という限界が決まっております。ところが、資金活用団体においては、貸付けを行いますと、貸付けは費用に上がりませんので、(3)のところは、主たる業務と表

現されているのだろうと、私は理解しました。ですから、収益事業を主たる業務にすることは、あり得ないと考えています。

○小宮山会長 例えばどんなことがあるのですか。

○北地委員 駐車場をやっているとか、指定活用団体はないと思いますが、運用益をどのように使っていくかというのは、その1つのことだと思います。出版もあると思います。

○小宮山会長 ほかに御発言はございますか。野村委員、どうぞ。

○野村委員 時間が限られているところで、あれなのですが、これは一般財団法人なのですね。公益財団法人ではないですね。

○岡本参事官 はい。

○野村委員 一般財団法人ですので、自由に活動ができることが基本ですので、そこはガバナンスでしっかり見ていかなければいけないポイントだと思います。収益に偏っていつて、お金があるから、運用して、どんどん投資をするみたいなことも、理論上はできるわけですけども、それをやらないようにさせるためには、どうやってガバナンスを効かせるのかというのが、ポイントだと思います。

それと、一般財団法人法は、適用があるという理解でよろしいですね。

○岡本参事官 はい。

○野村委員 そうしますと、例えば大規模一般財団法人になるとしますので、いわゆる内部統制システムについて、詳細に規律されている附則等にあるものを、組織の中で最初に定めなければいけないと思うのですが、それはここに頭出しされている、適正さを管理する何とかというものが、それを意味しているという理解でよろしいのでしょうか。

○岡本参事官 はい。

○野村委員 わかりました。

○小宮山会長 服部委員、どうぞ。

○服部委員 今の話でいけば、最初は一般財団でとるのが法律でしょうけれども、その後、公益をとるとというのが想定されているのではないかと、私は思っていたのですが、そこはどうかということです。

それから、ここで確認する事項の2ページ以外は、手を挙げてくるところは、それなりにしっかりしてくると思うのですが、財務はこれからだと思います。結局、2ページ目のプロポーザル、企画、計画の部分で、どなたに指定活用団体をお願いするのかという判断になってくるのではないかと思います。あくまでもプラン、こういうふうを活用しますということで、判断するというのが、確認の違いが出るのではないのかと思うのですが、若干不安を感じます。いい企画を出したところを、判断していくことになると思いますが、その部分について、どこまでしっかりやれたか、やれていないかということ、どの段階で判断していくのかという不安を感じないのかと思っていますけれども、そこは大丈夫でしょうか。プロポーザルを出してもらって、アイデアに対して、指定をお願いしていくということで、よろしいのでしょうか。

○岡本参事官 最初のほうでございますが、公益認定を受けるかどうかは、指定活用団体がどう判断されるかというところがありまして、例えば公益認定基準が18ありますが、そのうちのかなりの部分を指定基準の中に入れさせていただいております。あえて入れていないものが、4つほどございます。1つは6番目の収支相償、2つ目が遊休財産額の保有の制限、3つ目が社員資格の得喪に関する条件、16で不可欠特定財産、この4つを18の基準から、除かせていただいております。

公益認定を受けるということは、税の優遇を受けるということですので、その部分を受けるかどうかというのは、指定活用団体がそれを欲するかということがあると思っております。外させていただいております。もし受けるということであれば、当然収支相償みたいなものも要ると思うのですが、今のところ、そこはあえて外させていただいております。

収支相償の制度自体について、ソーシャルセクターの中で、様々な御議論があるというのは、十分承知しておりますので、そういう議論がある中で、指定活用団体をはめてしまうのが、初めからいいのかどうかというのは、指定活用団体が税の優遇を受けるかどうかとの見合いで、判断されてもいいと思ったのですが、ただ、それ以外のものは、ガバナンスとか、そういう観点から、基準が定められていると思いましたので、ここでは、入れさせていただいているという整理にしています。

○小宮山会長 ありがとうございます。

岸本専門委員、どうぞ。

○岸本専門委員 半分質問なのですけれども、休眠預金というのは、毎年、フローで発生すると理解しております。そのときに、フローで発生した金額のどれほどをこの団体が年間で使わなくてはいけないみたいな規定は、法律にあるのか、それともいわゆる計画の中に任されるものなのかということでございます。

それから、これはこの会で議論されたことかどうかあれですが、初年度に全部配り切るのは難しいのではないかという議論があろうかと思うのですけれども、その場合、規定類の中に、運用に関する規定を設けるのかということ、2つ、伺いたいと思います。

○岡本参事官 前者でございますが、この3年間、毎年1,200億円程度発生して、500億円程度払い戻されるとすると、ネットで700億円マックスであり得るということですが、ただ、そのうち、預金保険機構に移された後、当然この法律を受けて、返還請求がある可能性がございますので、ここは、金融庁で、府令のもとで、例えば何割そのためにとっておくという比率が決まります。数百億かわかりませんが、決まったうち、それが自動的に指定活用団体に移るということではなく、そこは、毎年、内閣府で基本計画を定めて、お金が毎年これぐらい出てきますという見込みを示した上で、それに基づいて、指定活用団体が事業計画を立てて、今年度はこれぐらいの事業をやるので、これぐらい資金が必要ですよというものが出てきますと、それを内閣総理大臣が認可する。その認可を受けて、決定された金額を預金保険機構が指定活用団体に移すという流れになっています。残りの資金につい

ては、預金保険機構に区分経理の上、別の勘定で積み立てられていく形になっているというところでございます。

議連の議論においても休眠預金というのは、最終的には本体の持ち主である預金者に戻るべきものであるので、制度開始後は、休眠預金等が減っていくのが望ましい。したがって、毎年、発生した休眠預金等を機械的に使うのではなくて、長い時間をかけて、大事に使っていくべきだという御議論がございましたので、そういう形の制度設計になっております。

○岸本専門委員 単年度で指定活用団体がつくった計画金額に関して、それが認可された場合には、単年度で使い切るということですか。

○岡本参事官 もう一つは、指定活用団体自体において、基金というか、区分経理をしまして、そこに積み立てていくことになっております。これは考え方として、指定活用団体の事務所費とか、給与というものは、休眠預金運用益を充てるべきだというのが、法律の考え方になっております。

その場合、指定活用団体が何で運用するかということも、法律で、国債または地方債ということで限定されています。

ただし書きで、この法律では、当面5年間については、なかなか基金が積み上がらないので、休眠預金のお金を直接人件費とか、事務所費に使っていいということになっております。したがって、5年間の間は、人件費、事務所費も休眠預金の資金を直接充てますが、その後については、積み立てられたお金から使いなさいということです。

長期金利が極めて低い中で、国債、地方債による運用利回りで人件費や事務所費を捻出するのは、厳しいのは十分に承知しているのですが、議連の御議論を踏まえて、このような法律上の規定になっております。

○小宮山会長 北地さん、どうぞ。

○北地委員 公益認定等委員会の委員なので、公益法人のことについて、一言ですけれども、前回の説明のときに、分配団体以下が公益法人である場合、公益認定等委員会という別のガバナンスの方向のものが入るということをお話しました。活用団体もそれですて、活用団体に公益認定等委員会というガバナンスが入ることなので、ややこしくなります。

それと、財団である場合、寄附者の意思があれば、遊休財産などの規制から逃れられるのですが、多用途なことに、ここがやっつけいこうということなので、余り似つかわないのではないかと考えています。

逆に、分配団体以下の現場の団体のところに、NPOであれば、パブリック・サポート・テストを通して、税の優遇がとれるような、そういうことを伴走支援でやってあげたり、財団の場合、人数が足りないものですから、公益法人同士で、事務的に足りないようなところのサポートをしてあげるとか、そういうことをやってあげたほうがいいのではないかと考えておまして、ここ自体は、公益を通して、税のメリットをとるなどの優遇措置は、

役割としては、余り感じません。

○小宮山会長 駒崎さん、どうぞ。

○駒崎専門委員 今の北地委員の御意見に賛成です。まさに二重のガバナンスになってしまって、逆に煩雑になりますし、税の優遇措置も、基本的にこの団体は必要なく、ただただ、民間の団体を支援していくことに専心するべきところですので、余り関係ないと思うので、公益である必要はないと、重ねて意見します。

○小宮山会長 ありがとうございます。

牧野委員、どうぞ。

○牧野委員 先ほどの御説明でいくと、5年間はいいです。6年目からは、基金の運用益で回るようなスキームを考えなさいということだったと思います。5年間はそれでやれるかもしれないけれども、6年目以降は、そういう風に行けるかどうかわかりませんと、私には聞こえたのですが。そのところは、そもそも論的な感じがするのですけれども、どんな整理なのですか。

○岡本参事官 そこは法律の附則の中で、5年を目途に見直しをするということ、重ねて、この法案の附帯決議で、5年を目途にということで、来年1月1日に法律が全施行されて、それから5年ですので、2023年1月1日が期限でございます。このときに、抜本的に見直すという見直し規定がありますので、そういった中で、この5年間の実情とか、現状を踏まえて、規定をどうするのかということが、御議論されることになると思っております。

○小宮山会長 今の国債、地方債での運用という話になると、20人ぐらいしか、人を雇えないことになるから、5年間やってみて、早いうちに、次の議論をしていただくということに、ならざるを得ないです。

前田さん、どうぞ。

○前田室長 補足いたしますと、抜本的といったときに、ちゃぶ台返しみたいなイメージになるかもしれませんが、1つの節目として、5年で見直しをするということです。もちろん5年で見直しをするということは、現状がどうなっているかということも、十分に踏まえながら、当初、この法律をつくったときの考え方と現状はどうなっているか。現状をぶつと切るというのも、1つの選択肢かもしれませんが、それだけが選択肢ではございません。存続させることになったら、現状がどうなっているかということ踏まえながら、議論していくということでございますので、そういう意味で、抜本的といいましょうか、総合的な見直しというイメージが強いと、お考えいただければと思います。そこで全てがなくなってしまうものでは、必ずしもないという意味合いでございます。

○小宮山会長 つくったときの思いとしては、指定活用団体とか、そういうものが動けばいいということを想定していて、今、議論しているような、伴走支援とか、構造化センターをつくっていかうとか、そういう発想は、恐らく入っていない。だから、天下りとか、そういったものになってはいかんという思いが非常に強くて、今、言ったようなことが入ってくるのでしょう。逆に言うと、休眠預金のシステムがうまく動いていけば、実態に

じた5年後の見直しがなされるということなのではないでしょうか。

飯嶋委員、お願いします。

○飯嶋委員 5年後に抜本的に見直すという話なのですけれども、最初に手を挙げる段階で、人件費、固定費については、運営費で回してくださいという話で、単年度で申請して預かります、消化していきますという話ですと、設計上、預金保険機構から、500億、1,000億ぐらいもらわないと、運用益なんて出るわけがないので、手を挙げるといっても、5年後はどうなるかわかりませんというつくりは、かなりきついという気がします。

今、国債は10年マイナスですから、地方債でも、今、7年で0.2とか、その世界だと思えますので、地方債、国債と縛った上で、運用益を出せと言われても、今年で100億となって、使ったら、運用するものがないので、設計上、入り口も議論したほうがいいと思います。

法律の附帯決議があるのかもしれませんが、ここはこの議論の中で残すのか、意思を持った方にちゃんと説明できる、継続可能な提案ができるような設計にしてあげないと、厳しいという気がしました。

○小宮山会長 そこは非常に重要なポイントになるかもしれません。

小河さん、どうぞ。

○小河専門委員 まさに今のところは、私も懸念しています。先ほど北地委員からもありましたように、組織が肥大化するのは、まずいというのはあるのですが、そこに少数精鋭の人に入ってもらうには、それなりの給料を出さなければいけない。今、飯嶋委員も心配されたように、出せないというものになってしまうのは、非常にまずいと思います。

そうはいつでも、議論が始まったときに、休眠預金というのは、現場でお金をしっかり使っていただいて、指定活用団体とか、そういうところには、余りお金を使わないという文脈の中で出てきたことだと思うのですが、それについては、しっかりとしていく必要があるというのは、改めて思います。

以上です。

○小宮山会長 場合によっては、審議会からの意見をつけることは、十分にあり得ると思います。

北地委員、どうぞ。

○北地委員 財政源の問題に関しては、かなりきちっと整理しなければいけないと思っています。人の支援の部分、特に地域振興に関しては、長いお金の部分が必要ですし、長いお金というのは、特に何かをつくろうということであれば、運用益だけで、人件費を引いて、それから回していけという、革新的なことはなかなかできないと思います。1つの地域のエネルギーの自律であるとか、前にも少し申しましたけれども、スマート・テロワールみたいなものをつくろうということであれば、それはそれで、そこそこお金がかかるものでありますので、小さいお金だけで、社会実験が完遂できるとは思っておりません。

○小宮山会長 駒崎さん、どうぞ。

○駒崎専門委員 大変課題があると思うので、皆さんと意見は同じです。日本国債は10年

物で、0.046%みたいな感じなので、たとえ500億運用したとしても、2,300万円にしかならないです。それだと、なかなかつらいということと、あと、その条件をちゃんと開示した上で、事業者を募集しないと、話を聞いていないみたいになってしまうので、そこはちゃんと言わなければいけないと感じました。

○小宮山会長 そこはどうですか。重要なポイントです。今までの状況ならば、審議会としては、意見をつける可能性があります。

○岡本参事官 法律上、書いている規定に則ってやるしかないと思います。その上で、5年後に、法律の本則の通りということとやれるのかどうかというのは、その時の経済・金融環境次第で、判断しながらやっていくということで、法律上の規定になっているとしか、申し上げられません。

○小宮山会長 それはそうでしょう。皆さんの御意見を伺って、次回にでも、審議会として、今の件について、意見をつけるかどうか決めましょう。これは事務局の問題ではなくて、我々の問題だからね。

○北地委員 ハイブリッドファイナンスの絵を描きたいと思います。

○岸本専門委員 もう一度、今の点で、確認させていただきたいのですが、指定活用団体の管理費の部分は、全て運用益ということなのですか。

○岡本参事官 法律のスキーム上は、そうなっています。

○岸本専門委員 100%ですか。

○岡本参事官 原則はそうです。その上で、ただし書きの規定で、この5年間については、猶予をいただいているということでございます。

○岸本専門委員 わかりました。

○小宮山会長 法律がそうなっているとすれば、法律に逆らうことはできません。

今の件は、よろしいですか。事実関係をはっきりしたわけです。

岸本さん、どうぞ。

○岸本専門委員 指定基準3の技術的基礎の中で、今まで伴走支援という言葉が、かなり位置づけられてきたかと思っておりますので、技術的基礎のところにも、伴走支援の能力といった言葉を足していただければと思います。

○小宮山会長 ほかに御意見はございますか。

それでは、議事2は、以上で終わりたいと思います。

続きまして、議事3、休眠預金等に係る資金の活用に関するその他の必要な事項について、事務局から御説明いただきたいと思っております。

○岡本参事官 それでは、資料3に基づいて、御説明させていただきます。

今まで御審議していただいた以外に、その他に必要な事項として、2つほど整理させていただきます。

最初に、事務局案1でございますけれども、今まで出ましたように、本制度は、前例のない、いわゆる社会実験であるという認識のもと、そもそも民間公益活動を行う団体及び

それに対する支援能力を有する組織、あるいは人材が乏しいなど、まだまだ発展途上にある中で、指定活用団体や資金分配団体自身も試行錯誤しながら、本制度を開始しなければならないという御議論を踏まえますと、当分の間は、以下のような方針で進めることとしてはどうかということでございます。

①でございますが、比較的小規模で制度を開始させ、その後は、民間公益活動の進捗状況を継続的に確認しながら、段階的に規模を拡大させるということでございます。この点は、議連の中でも、当初から、こういった御議論がされてきたところでございます。

②指定活用団体は、民間公益活動の成功事例と支援の出口モデルを創出させ、それを広く関係者に共有し、これを事業モデルとして普及させていくことに重点を置いていく。

③として、その一方で、社会の諸課題の解決のため、自律的かつ持続的な仕組みの発展を中長期的に促すという観点から、民間公益活動の担い手及びその支援の担い手の育成、ICTを活用した成果評価及び情報公開の仕組み等の本制度を支える基盤整備にも、休眠預金等交付金に係る資金を積極的に活用してはどうかということでございます。

裏をおめぐりいただきまして、事務局案2でございます。これまでも助成等の対象とする経費の具体的範囲について、御議論されていたところでございますが、まずは指定活用団体におきまして、こういった基本方針、あるいは今後つくられる基本計画を踏まえて、諸規程を定めていただいて、その上で、指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体が、それぞれの個別の契約で決めていただくというのが、よろしいのではないかと考えております。

その上で、諸規程を策定する際には、休眠預金の資金が柔軟に活用されるという観点から、従来の行政による補助金では、一般的にカバーされてこなかった経費についても、対象とすることが望ましいのではないかとということで、①でございますが、直接助成を行う資金に充当する経費のみならず、活用にあたって、資金分配団体自身についても、必要な経費が生じますので、それも対象にしてはどうかということでございます。

具体的にということで、以下の経費については、内容を十分に精査し、事前に明示した成果を上げる上で、合理的に必要と認められる範囲内において、可能な限り、柔軟に休眠預金等に係る資金を活用できるようにすることが望ましいということで、前回、御議論いただいたようなことで、まずは非資金的支援を提供するために必要な専門性を確保するための経費、あるいは民間公益活動の指示に係る人件費や設備備品費といった経費、成果評価の実施に係る経費、こういったものについては、対象にしてはどうか。

また、その他、特に助成等の対象となる人件費の水準については、情報公開を徹底して、本来の所有者である、国民・住民の理解が得られるように努める必要があるのではないかと考えられます。

②として、使途の自由でございますが、民間公益活動を行う団体が資金分配団体の承認を得ることなく、費用間流用が可能な範囲についても、指定活用団体がまずは諸規程を定めていただいて、資金分配団体と民間公益活動を行う団体との間の契約において、あらか

じめ定めていくという形がよろしいのではないかと考えております。

以上でございます。

○小宮山会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの基本方針の構成案や本日の議論を受けて、御議論をいただきたいと思えます。

小河さんからどうぞ。

○小河専門委員 ありがとうございます。

事務局に御質問なのですが、事務局案1の①でございますけれども、比較的小規模な制度で開始させるということですが、具体的なイメージとして、どのぐらいの規模というイメージ感があれば、お教えいただければと思えます。

○小宮山会長 金額ですか。

○小河専門委員 金額です。

○小宮山会長 この規模というのは、金額の意味なのですか。

○小河専門委員 そこも含めて、御説明いただければと思えます。

○岡本参事官 実際は、これから精査していかないと、まだまだはっきりしないのですが、今後、精査するという前提のもとですが、議連の議論としては、10から20億円ぐらいのところからスタートさせるべきではないか。毎年700億円発生するからといって、いきなり毎年全部を使うのではなくて、それだと、ソーシャルセクターというか、受ける側が受けられないので、それぐらいの規模からスタートすべきではないかという御議論がありました。そういったことを含めて、実際に、初年度、幾ら出るかは、見えないところもありますので、そこはそういう形だと思っております。

○小宮山会長 どうぞ。

○小河専門委員 具体的には、1つ当たりの助成の額、団体数ということもあるのですが、そういうイメージですか。

○岡本参事官 それは、指定活用団体のほうで、御議論いただいております。これまで、例え1案件幾らといった瞬間に、実際に生じているのは、それにあわせた事業をつくるということが繰り返されてきました。そうではなく、しっかり事業計画をつくっていただいて、それを見て、資金分配団体、指定活用団体が支援する金額を決めていただくというのが、望ましいのではないかと思っております。

○小河専門委員 ありがとうございます。

○小宮山会長 牧野委員、どうぞ。

○牧野委員 先ほどの話の続きみたいになるのですが、5年後を意識したときに、運用できるだけの基金を一体どれぐらい積んでおいて、その運用益というものは、指定活用団体の管理費として使いますというのが、一方でありながら、こちらでは、分配団体に関しての貸付けをしていく。そのところのバランス的な話をどういった形で決めていくのかというのは、少なくとも5年間の中でやっておかないと、抜本的見直しのときに、

ここまで努力して、こうやってやったのだけれども、これしか運用益が出ませんので、このところは、こういうふうに考えていくべきだという話、つまり、実際にそうなのだとこのことを見せていく必要があるような気がするのですけれども、そこら辺はどうなのですか。

○岡本参事官 そのあたりは、毎年策定される基本計画の中で、資金の目標なりを示すことになっております。そのときに、単年度ではなくて、数年間分を示していくことになると思っております。

○小宮山会長 運用益とってしまうと、今はゼロということだからね。そもそも議論が成り立たなくなってしまう。

○牧野委員 運用益を全く出さないで、5年間はそうした形にして、管理費は別枠にしてくださいという議論が通ればいいですけれどもね。

○小宮山会長 5年間は、自由ではないけれども、融通が十分にきくわけだから、その間に、いいやり方はこういうやり方だというものをつくる、そこまで含めて、ベンチャーです。指定活用団体自体が社会実験ということですよ。

○牧野委員 どういうふうに書くかは別にしても、5年後の抜本の見直しに向けた準備は、ちゃんと考えていってくださいということだと思います。

○小宮山会長 そういうことですね。

駒崎専門委員、どうぞ。

○駒崎専門委員 ありがとうございます。

抜本の見直しは、議連の議論で、紆余曲折があった際に、反対派の議員の方もいらっしやったので、成果が出なかったら、潰すということの布石として、埋め込まれた言葉なのです。だから、5年である程度成果を出せと言われていたという前提がありつつ、しかし、6年目以降、国債で運用しろみたいな、ダブルバインドがあるという、極めて苦しい社会実験なわけです。狭い道をどのように乗り越えていくのかというのは、つらいところだと思います。

ただ、道がないわけではないと思っています。例えば地方債の利回りが0.2%なのだとしたら、毎年積み上げていって、例えば5年で2,000億円ぐらい積み上げていけば、4億円ぐらいの規模になるので、人件費ぐらいはカバーできたりする可能性があります。

○牧野委員 2,000億積むというのが、そもそもいいかどうかということだと思います。

○駒崎専門委員 そのあたりは、どういうあんばいでいくか。また、助成の形で、どこかの団体に出して、そこが連携して、事務的なことをするとか、これは知恵をひねり出さないと、経営的にはかなり難しいと思いました。

一方で、最初は、スモールスタートでいこうというところに関しては、賛成です。これはばらまきになってはいけないので、いきなり大きなお金がぼんと来て、どうぞという、使わなければみたいな感じで、年度末に文房具を買ってみたい、不毛なことになるので、団体の実用に合わせて、等身大のお金をするという意味においては、お金を使うことあり

きではだめなので、ちょっとずつキャパシティーを広げていくということもしなければいけないので、それはそういうふうにはやっていかなければいけない。なので、20、100、250とか、そういう感じでふやしていくというのが、イメージ的にいいと思いました。

○小宮山会長 岸本さん、服部さん、小河さんの順でやりましょう。そこら辺で、おしまいだと思います。

○岸本専門委員 ありがとうございます。

事務局案2についてなのですが、これまでカバーされてこなかった部分についても、対象にすることが望ましいのではないかと案が出されておりました、賛成でございます。

その中で、①の資金分配団体の使えるお金の中に、いわゆる助成等だけではなくて、休眠預金等に係る資金の活用に当たり、資金分配団体自身が必要とする経費も対象とすると書かれていることは、賛成したいと思います。

その中で、ポツにない部分で、資金分配団体の1つの役割の中に、民間資金を新たに調達してくる。これは単に休眠預金を使い切るだけではなくて、休眠預金がレファレンスとなって、新たな民間資金が出てくるのが望まれていると思いますので、そのためにも、いわゆる資金調達部分の経費がかかわってくるということで、これも対象にさせていただくと、ありがたいと思いました。

以上です。

○小宮山会長 ありがとうございます。

服部委員、お願いします。

○服部委員 ありがとうございます。

細かな点だけ、数点あります。

先ほどの小規模でスタートするというのは、賛成ですが、大体20億ということ固定してしまわないように、気をつけなければいけないと思っています。今、いろんなソーシャルビジネスが出てきて、可能性も高くなっていますので、市民活動はもろんなのですけれども、お金の幅はいろいろあるのではないかと考えています。

事務局案2のところに、人件費の水準のことが書かれています。人件費の水準については、情報公開を徹底するというところにも賛成なのですが、どのあたりに水準を置くのかといったところは、職種によって、水準があって、それはお役所の何かの水準にするのかどうか。今、市民活動の人件費の水準は、非常に低いので、それを水準にさせていただくと、休眠預金に期待しているみんなに、顔向けができないみたいな気持ちもありますというのが、1点です。

それから、戻るのですが、先ほど呼び水という話があったのですが、どういうふうに資金計画をしているのかというのは、指定に当たっての確認事項に入っていますねということも、確認をさせていただきたかったです。

以上です。

○小宮山会長 小河さん、お願いします。

○小河専門委員 基本的にスモールスタートというのは、いいと思うのですが、ただ、そうすると、先ほどの管理費の問題になるのですけれども、実際に、700億の中で、20億しかお金を使っていないのに、管理費の部分は、お金が出てしまうと、その比率が批判の対象になる可能性はあると思うので、丁寧に、なぜこれはスモールスタートなのか、今、御説明されたことを、しっかりと理解していただくということを徹底しないと、まだお金は余っているのではないかとか、先ほど言ったように、人件費にかなり使っているのではないかとパーセンテージで見られると、まずいというところを懸念しております。

以上です。

○小宮山会長 ありがとうございます。

先ほどの服部委員の御質問に関して、お答えはございますか。

○岡本参事官 2つ目のことは、もう一度、確認させていただきたいのですが、1つ目の人件費の水準ですが、これはこの文章でいくと、まさにそれぞれもらっている団体の人件費の水準を出していただくということで、株式会社の場合ですと、例えば平均の給与は幾らであるとか、年齢構成はどれぐらいであるとか、こういうことを出しておられるので、個々の職員の給与を出すのではなくて、ある程度そこを出しながら、それが職種であるのであれば、各団体が休眠預金等の助成等に係る人件費の水準を見える化した上で、その水準が地元の住民の理解が得られるかどうかだと思っております。そういう意味で、書いているということです。

○服部委員 何らかの水準というのは、一律のものではないという意味ですね。

○岡本参事官 そうです。公務員の給与だけではなくて、むしろ、前回、宮本委員からあったように、不当に低いかどうかというのは、仕事によると思っていまして、提供している仕事の価値に応じて、相応しい対価が払われるべきではないかと思えます。他の職種に比べて低いから払われるのではなくて、専門性が高いのであれば、それに相応しい給与が支払われ、そのことをちゃんと地元住民に説明し理解を得る必要があるのではない。

原資が地域住民の預金から来ていることを考えると、団体の人件費の水準をちゃんと公表した上でこういう活動をしているのだったら、それぐらいの人件費が払われていることも納得できるという納得感が、重要ではないかと思っております。

○服部委員 理屈ではわかるのですが、今の社会の実態として、NPOはこれぐらいだというのが、もしかしたら、過少にされていないかというのが、前回の宮本委員などの話にもあったと思うので、その延長線上にある必要はないと思っております。

今のお答えに反論しているわけではなくて、今の社会実態として、NPOに対する理解が浸透していない中で人件費というのは、難しいという意見でした。

○小宮山会長 両方、合理的な話なので、できるだけ適正な水準に近づけていくべきということですね。

○服部委員 はい。

○小宮山会長 そのときに、今、言ったようなことに、注意しましょうということです。

あと、小規模でスタートするというのは、いいというか、本当にやるべきことが、どれぐらいの規模で出てくるか、提案されてくるかのほうが問題で、最初から500億でやる必要はないということであって、いいものがあれば、200億になっても構わないわけですね。

○岡本参事官 そうです。

○小宮山会長 それは比較的小規模ですね。

○岡本参事官 小規模とっておりますが、例えばこれは助成財団センターが出している助成財団の規模ということで、順位を見ますと、例えばトップは日本財団が260億円ぐらいなのですが、次にくるものは、40億円とかなのです。仮に40億円出すと、日本の助成財団の2番目ぐらいの規模のものが、突然できる。要するに助成財団で把握している、960ぐらいの財団の年間の助成額の1,000億円という世界に、新たに、いきなり700億円を出したら、とんでもないことが起きますというのは、出す相手側ではなくて、ソーシャルセクターからもいろいろ聞かされていますので、少額とは書いていますけれども、結構な規模で初年度に来るわけなので、しっかりしたものを選んでいかないと、石ばかりが入ってくる。石ばかり入ることは、国民の理解を得られず厳しい批難を浴びることになるので、最初は丁寧に行っていく必要があるということで、書かせていただきました。○小宮山会長 20なんて言わないほうがいいと思います。助成とは限らない。助成から出資まであり得る議論なのだからね。小規模というのは、数字は書いていないのですね。

○岡本参事官 書いていません。そこでずっと抑えるわけではなくて、その結果を見ながら、増やしていくということです。

○小宮山会長 ずっと抑えるわけではなくて、最初から、そこにこだわる必要はないということですね。

○岡本参事官 そうです。

○北地委員 投資、出資であるとか、例えばロングレンジのものは、5年後の判断のときには、どういう軸の判断なのですか。

○小宮山会長 最初にへこむという話ですか。

○北地委員 へこんでいっても、予定していたプロセスのものが進めれば、それはそれでよしで、全部精算して、現金にすることは無理だと思います。

○岡本参事官 5年後に評価するのは、経済的リターンではなく、まさに社会的成果が出ているかどうかであります。ビジネスの場合だと、利益が出ているかどうかなのですが、この事業自体、利益を出しなさいということではなくて、これを使って社会的成果をしっかりと出しなさい、というところだと思います。

○小宮山会長 ソーシャルインパクトの評価が入っているのですね。

○北地委員 そういう評価をする方は、さまざまな方がこれから入ってくると思いますので、一律には決められないわけです。

○小宮山会長 構造化センターです。ソーシャルインパクトの評価の仕方という提案は、

あちこちから出てきます。大学の先生などは、どんどん出します。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。どうもありがとうございました。

それでは、本方針の構成案、あるいは本日の議論を受けて、資料の提出を希望される委員の方もいらっしゃると思います。後ほど事務局から提出期限等の詳細を連絡いたしますので、それに従って、よろしくお願ひしたいと思います。

どうぞ。

○前田室長 資料4の基本構成のイメージ案等について、説明させていただいておりません。

○小宮山会長 まだ終わっていないのですね。失礼しました。

○前田室長 事務局から説明させていただきます。

○小宮山会長 それでは、事務局から御説明ください。資料4です。

○岡本参事官 お手元に資料4ということで、基本方針の構成のイメージ案、もう一つ、1枚で、構成案を用意させていただいております。

資料4は、第18条第2項で、1～7までの規定がされております。

1では、活用の意義、目標、あるいは基本的事項をつらつらと書いております。これを踏まえて、基本方針を作成していきたいと思っておりますが、その構成案がこちらの紙でございます。

「はじめに」ということで、考え方を書いた上で、第1というところで、活用の意義及び目標に関する事項として、意義、目標。

第2として、基本的な事項として、前々回に御議論いただいた基本原則、あるいは基本原則に基づいた各主体の役割。

第3として、民間公益活動促進業務、指定活用団体の行う業務に関する事項ということで、今まで御議論いただいた、指定活用団体の業務、あるいはそれを行うに当たって、今日も御議論いただいたような、資金の構成かつ効率的活用を担保するための体制、ガバナンス等でございます。

第4に、指定の基準及び手続に関する事項ということで、今回のようなものは、かなり細かいので、総理大臣決定になじむかどうかというところがありますが、さらっとした大きな考え方について、基準と手続。

第5に、毎年、事業計画の認可を行いますので、その関連の規定。

第6に、まさに、今、ありました、成果に係る評価についての事項。

第7に、その他として、今日、御議論いただいたことを含めて、資金の活用の対象の範囲であるとか、今、言ったお金の使い方、資金分配団体が民間公益活動を行う団体を公募、選定する際に考慮すべき事項、あるいは効率的な活用方法の選択の際に配慮すべき事項、あと、まさに御議論があった、法の5年後見直しについて、記載させていただければと考えております。

以上でございます。

○小宮山会長 いかがでしょうか。

今日の御議論は、もうしなくていいのですか。もし御意見があればということですよ。よろしいですか。どうぞ。

○曾根原専門委員 基本方針というのは、いつごろ出される予定のものでしょうか。

○岡本参事官 スケジュールでお示しさせていただいておりますが、3月末ぐらいに、内閣総理大臣決定でございます。ただ、1カ月、パブコメをしないとイケませんので、2月6日の会で、取りまとめていただくというぐらいのスケジュール感で、今はおります。

○曾根原専門委員 そういう意味ですと、1点だけ質問なのですが、この中では、指定活用団体に関する規定とか、基準、手続が書いてありますが、資金分配団体に関しての記載がないのですが、それに関しては、盛り込まれないということなののでしょうか。

○岡本参事官 申しわけございません。今、想定しておりますのは、指定活用団体の業務のところ、資金分配団体を選定しますので、そのところで、記載させていただこうと思っております。

○曾根原専門委員 指定活用団体の業務の中ですか。

○岡本参事官 業務の中で、資金分配団体を公募で選定することが入っておりますので、そのところで規定させていただいております。

第7は、直接係るというよりは、外側に出ていますので、その他ということで、まさに考慮すべき事項ということで、資金分配団体が民間公益活動を行う現場の団体を選ぶときには、こういう点を考慮してくださいということを書こうかと思っております。指定活用団体は、してくださいなのですが、こちらはお願いしますというか、そういう形です。

○曾根原専門委員 わかりました。ありがとうございました。

○小宮山会長 ほかに御質問、御意見はございますか。

それでは、先ほど申し上げたように、資料の提出を御希望等なられる方は、提出期限までお願いしたいと思います。

今日は、非常に重要な議論をいただきまして、指定活用団体を含めた全体のシステム自体が社会実験です。だから、できたばかりの法律を変えるということでは、なかなかないわけですから、法律の範囲で動くことで、その中で、5年間は、今の施行でやってみるのが、法の趣旨でもあろうと思っておりますので、数百億の休眠預金のお金を毎年投入して、社会課題の解決に向けた明るい見通しが見られるかどうかというあたりは、社会実験の重要な目的になろうかと思っております。

それに向けて、今日は、大変いい議論をいただいたと思っておりますので、まだ何回かございますので、今後とも、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から、今後のスケジュール等をお願いいたします。

○前田室長 次回の会議は、既に御連絡させていただいておりますが、12月26日火曜日、16時からの予定となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○小宮山会長 以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございます。

いました。